

パブリックコメントでの意見と行動計画への反映

No.	意見	反映
1	<p>保護・保全：</p> <p>認定から10年以上経ちエリアが広いは通用しない。推進協議会が全部のジオサイトを見て欲しい。</p>	<p>4年間ですべての地質サイト中心に見どころを関係者や地元の方の協力を得ながらモニタリングしています。危険個所や修繕の必要な個所を確認しながら情報発信、活用を実施します。</p> <p>P10. 1 保護・保全 (3)保護保全エリアの明確化、地形地質遺産の詳細な目録作成 ②保護保全管理計画に基づく定期的な保護保全調査活動事業（モニタリングの実施）を通し、保護エリアの明確化と対策の分類、これに応じた対策の実施（4年サイクルの見どころの課題や改善依頼、整備確認）</p>
2	<p>全体：</p> <p>ジオパークは必要ですか。</p>	<p>必要です。 必要な理由は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護・保全 2 教育・学術調査研究 3 地域振興・ツーリズム 4 情報収集・発信 5 住民参画・SDGs 6 ネットワーク活動・運営体制 <p>をボトムアップによる地域づくりとして取り組むためです。</p> <p>とくにユネスコの国際的信頼性と評価は、観光だけに依存しない地域づくり＝「保護・保全×教育×観光×産業×住民×情報・ネットワーク」を組み合わせた持続可能な地域経済モデルをつくる仕組みです。</p> <p>P7～8. 山陰海岸ジオパーク行動計画（2026～2029） 1 基本方針 ～ 【相互に補完】</p>
3	<p>全体：</p> <p>ジオパークを名乗らなくても活動はできるのではないですか。</p>	<p>ジオパークを「名乗らなくても」同じような活動は可能です。ただし、名乗らない場合とユネスコ世界ジオパークとして活動する場合は、効果と仕組みに大きな違いがあります。ユネスコの基準、広域連携での保護・保全、教育・学術研究の利点、持続的な運営体制といった活動を持続する大きな仕組みが得られます。ジオパークでないと活動できないことではなく、ジオパークだからこそ活動が広がり、継続できることがあります。</p> <p>P1. 山陰海岸ジオパーク基本計画 ■ユネスコ世界ジオパークの目的、活動 ○ジオパーク活動</p>

4	<p>全体：</p> <p>広域でなくてもよいのでは。</p>	<p>日本海の形成から現在に至るまでの多様な地質（岩石や地層）は府県や市町の境界を越えて分布しています。これらを広域で捉えることで初めて「日本海形成」というひとつの大きなストーリーが成立します。</p> <p>行政・観光・教育のボトムアップ、連携で効果が大きくなり、広域でしなければならないわけではないですが、山陰海岸の特性を考えると広域で活動することが合理的といえます。</p> <p>P3. ■山陰海岸ジオパークの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 2 テーマ 3 特徴 4 範囲
5	<p>： 1 保護・保全</p> <p>法律をおかしていないのに、なぜ地質物品を販売してはいけないのですか。</p>	<p>法律違反ではなく、ジオパークの基準（理念）に反しないために、地質サイト周辺での地質学的な物質の持続可能でない取引全般を積極的に防ぐ必要があります。</p> <p>世界的に地質物品販売、取引が継続すれば地球上での地質学的な物質の消失、違法的な採取、取引につながり、長期的な損失となるため、ジオパークでは厳しく制限する姿勢をとっています。</p> <p>P2. ■ユネスコ世界ジオパークの基準（vii）</p> <p>P10. 4 行動計画</p> <p>(1)地質物品取引の積極防止と啓発活動</p>
6	<p>ネットワーク活動・運営体制：</p> <p>レスボス島との関係は何ですか。</p>	<p>レスボス島の専門員が審査員で来訪されたことが縁で、2011年2月に姉妹ジオパーク協定を締結しました。この提携は、ジオパーク活動の発展と国際ネットワーク構築を目的としたもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸でも見られる同じ時代の珪化木（木の化石）が見られる ・プレートの境界に近く地震が多い地域である ・断層に沿った温泉が存在している ・同じ時代に大陸の裂け目によって形成され似たような海（エーゲ海と日本海）、地質に関連する地史をもつことなど地質、自然、文化的に共通点が多く見られることから、姉妹提携で交流を深め、ジオパーク活動に役立っています。 <p>P20. ネットワーク活動・運営体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 行動計画 <p>(2)レスボス島ジオパークと姉妹提携関係の強化と、新たな姉妹提携関係等の検討</p>

7	<p>保護・保全： 大地震から100年経過したが、同じような地震はくるのですか。</p>	<p>2025年は北但馬地震、2027年には北丹後地震の発生から100年が経過します。大地震は場所によって数十年から数百年の同期をもって発生しますが、精密に予測することは難しいです。そのため、防災学習に取り組んでいます。</p> <p>P13. 4 行動計画 (4)防災意識を高める活動の推進</p>
8	<p>住民参画・SDGs： なぜ、SDGsに取り組むのですか。</p>	<p>ユネスコ世界ジオパークは、地質遺産の保護・教育・持続可能な地域発展を統合した国際制度であり、このことはSDGsの理念と一致しています。</p> <p>ユネスコ自身が、世界ジオパークは「地質遺産を活かし、持続可能な開発や資源の持続利用、気候変動、災害リスク軽減など社会的課題への理解を促す仕組み」であると明言しており、SDGsを達成するための実践の場でもあります。</p> <p>P8. 山陰海岸ジオパーク行動計画（2026～2029） (3)SDGsへの取り組み</p> <p>P19. 4 行動計画 (3)活動の裾野を広げる取り組みの強化</p>
9	<p>審査推奨事項等への対応： 審査は必要ですか？イエローカードとレッドカードの違いはあるのですか？</p>	<p>ユネスコ世界ジオパークは4年ごとに再認定審査が行われます。審査をもとにジオパーク活動が不十分とユネスコカウンシルが判断した場合は、指導・条件付き再審査の2年間の猶予期間（改善期間）が与えられ、その間に改善し、報告書を再審査までに提出します。改善できていないとユネスコのカウンシルが判断されれば、再びイエローカードの累積により、レッドカードとなり、「ユネスコ世界ジオパーク」を名乗れなくなります。国際的なユネスコブランド力の喪失、観光・教育などに使っていた「UNESCO Global Geopark」のロゴ使用不可、国際ネットワークからの離脱などが生じないように、カウンシルからの推奨事項や提案事項などに取り組んでいます。</p> <p>P22. 2024 ユネスコ世界ジオパーク再認定審査推奨事項等への対応</p>